

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

2433号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03 3581 0486 FAX03 3580 5955

発行人 谷合靖夫：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697

<http://www.zck.or.jp>



桜吹雪

もくじ

政 策 報 告

策 略 報 告

少子化対策関連法案を国会に提出
 廃棄物処理法改正案を国会に提出
 カプセルNOW & NEW
 豊かな自然とともに
 政策リーダー

京都府網野町長 濱岡六右衛門
 (11) (10) (8) (6) (2)

●写真募集●
 本誌表紙に掲載の写真を募集しています。
 四季折々の風物や行事など適当な写真がありましたらご寄贈下さい。(写真には題名、町村名を付けて下さい)なお、採否は当方に一任願います。
 送り先：全国町村会・広報部

閑話休題

ほとんどの人は、「自分の身体は自分のもの」だと思っています。不思議なことに、自分は眠っているのに、心臓も、肺も働いています。もし自分のものなら、自分の自由になるはずですが、ところが、もって生きていたいと思っても、寿命がくれば大自然に返さなければなりません。自分の身体さえも、自分の自由にならない。ということは、寿命の間だけ、大自然から身体を借りて、この世の中で生活しているのではないのでしょうか。

「いのち」は大自然からの贈り物

筑波大学名誉教授 村上 和雄

遺伝子解 読によって

生命のナゾが解けると期待されたのですが、その解説が進むにつれ、話はそう簡単ではないことも分かりつつあります。生命の仕組みは、驚くほど不思議なことばかりです。人は「生きる」などと簡単にいいますが、自分の力だけで生きている人は、地球上に一人もいません。

私は、「いのち」は大自然(サムシング・グレート)からの贈り物だということ、科学の現場で強く感じております。両親が子供を作ったと

誰の遺伝子にも潜在しているはず
 です。その遺伝子を見
 覚めさせれ

ばよいのです。私は、感動、感謝、喜びなどが、いままで眠っていた良い遺伝子をオンにすると考えています。

自分の「いのち」は授かったもの
 ということ、身体で感じとり、毎日、感謝しながら生活できれば、素晴らしい人生が送れると思います。それには、まず、大自然の見えざる偉大な力のお陰で生かされていることに気づくことです。

少子化対策関連法案を国会に提出 市町村や事業主に行動計画策定を義務付け

政府はこのたび、昨年9月に公表した「次世代プラスワン」に基づき、社会全体で少子化への取り組みを進めるため、少子化対策関連法案を国会に提出した。この中には、市町村や事業主に次世代育成支援のための行動計画の策定を義務付けることなどを内容とする「次世代育成支援対策推進法（仮称）」や地域における子育て支援の強化を図るための児童福祉法改正法案等が含まれている。

◆「少子化対策プラスワン」について

少子化対策については、従来から様々な取り組みを行っているが、平成13年の合計特殊出生率（1人の女性が生涯に産む子どもの数）が、1.33となるなど、人口を維持するために必要な水準を大幅に下回っている。

急速な少子化の進行は、今後、社会保障等、我が国の社会経済全体に急速な構造的変化をもたらすことが予想されている。

このため、厚生労働省は、昨年9月、これまでの取り組みに加え、もう一段の対策として、「少子化対策

プラスワン」をとりまとめ公表した。この「少子化対策プラスワン」では、これまでの子育てと仕事の両立支援や保育支援を中心とした施策に加え次の4つの項目を柱としている。

男性を含めた働き方の見直し（子育て期間における残業時間の縮減、子どもが生まれたら父親誰もが最低5日間の休暇の取得など）

地域における子育て支援

（子育て中の親が集まる「つどいの場」づくり、「子育て支援相談員」

による子育て支援情報の収集・発信、地域の高齢者や子育て経験のある人等による子育て支援の推進

など）

社会保障における次世代支援（年金制度における配慮、年金額計算における育児期間への配慮の検討）など）

子どもの社会性の向上や自立の促進

（中高生と赤ちゃんとのおふれあいの場の拡充、職を通じた家族形成や人間の育成 など）

この4つの柱に沿って、国、地方公共団体、企業等において計画的に積極的な取り組みを進めることとしている。政府ではこれを受けて、平成15年度予算への重点事項の盛り込みや、緊急に講ずべき当面の取組方針の年度内のとりまとめ、国会（平成15年通常国会）への少子化対策関連法案の提出を図るとしている。

厚生労働省は、関連法案提出に先立つ3月3日、「全国児童福祉主管課長会議」を開き今回の取り組みに

関する説明を行った。
以下、当日配布された資料等をもとに概観してみることとする。

◆「次世代育成支援対策推進法案（仮称）」の概要

「少子化対策プラスワン」を具体化するため、地方公共団体や企業等による行動計画の策定などを内容とする「次世代育成支援対策推進法案」をまとめた。

法案の概要は次の通り。

1 総則

目的

我が国における急速な少子化の進行等にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、関係者の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針、地方公共団体・事業主の行動計画の策定等について定めることにより、次世代育成支援対策を推進し、もって次代の社会を担う児童が健やかに生まれ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

基本理念

次世代育成支援対策は、保護者が児童の育成についての第一義的な責任を有するという認識の下に行われなければならないこととする。

関係者の責務

国、地方公共団体、事業主、国民の責務を規定。

政 策

2 行動計画

行動計画策定指針

主務大臣は、地方公共団体及び事業者が行動計画を策定するに当たって拠るべき指針を策定。

主務大臣

厚生労働大臣、国家公安委員長、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣

地方公共団体の行動計画

市町村及び都道府県は、行動計画策定指針に即して、達成すべき目標、講ずる措置の内容等を記載した行動計画を策定。

行動計画の内容

- ・ 地域における子育て支援
- ・ 教育環境の整備
- ・ 子育て家庭に適した居住環境の確保
- ・ 仕事と家庭の両立等

一般事業主行動計画

ア 一般事業主行動計画の策定

・ 国及び地方公共団体以外の事業主で労働者数が300人を超えるものは、労働者の仕事と家庭の両立等に関し、行動計画策定指針に即して、達成すべき目標、講ずる措置の内容等を記載した行動計画を策定。

・ 300人以下の労働者を雇用する事業主は、行動計画策定に努めることとする。

イ 基準に適合する事業主の認定等

・ 雇用環境の整備に関し、行動計画に定めた目標を達成したこと等の基準に適合する事業主を厚生労働大臣が認定。

・ 認定を受けた事業主は、厚生労働大臣の定める表示をその広告等に付することができることとし、認定を受けていない者の当該表示の使用を禁止。

ウ 中小事業主団体が労働者の募集に従事する場合の職業安定法の特例

・ 行動計画の実施に伴う代替要員の確保等のため、中小事業主が承認を受けた中小事業主団体に労働者の募集を行わせる場合には、職業安定法の許可等を要しないこととする。

特定事業主行動計画

国及び地方公共団体の機関は、その職員に関し、次世代育成支援対策を推進するための措置に関する行動計画を策定・公表。

3 次世代育成支援対策センター

一般事業主の行動計画の策定・実施を支援するため、事業主で組織する団体を指定し、相談・援助を行わせることとする。

事業主行動計画の内容は、国が直接、相談・援助を行うことになじまない勤務体制等、労使が自主的に決定する問題にも及ぶため、関連諸制度に専門的知識を有する民間団体を通じ、弾力的かつきめ細かな相談・援助を実施することとする。

とする。

具体的には、(社)日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会などの経済団体に幅広く呼びかけ、指定。

4 次世代育成支援対策地域協議会 地方公共団体、事業主、社会福祉・教育関係等は、次世代育成支援対策の推進に関し必要な措置について協議するための協議会を組織することができることとする。

5 施行期日

総則、次世代育成支援対策推進センター、次世代育成支援対策地域協議会 公布の日から施行

行動計画策定指針の策定(平成15年度) 公布の日から6月を超えない制令で定める日から施行

地方公共団体及び一般事業主行動計画の策定(平成16年度) 平成17年4月1日から施行

6 失効

この法律は、平成27年3月31日までの期限立法であること。

◆地方自治体における行動計画について

「次世代育成支援対策推進法案」(仮称)には、地方公共団体(市町村及び都道府県)に5年を1期とする行動計画の策定が義務付けられて

おり、厚生労働省では16年度未までの間に全ての地方公共団体が策定することを求めている。

このため、15年度には、国が、7月を目的に「地域行動計画策定指針」(仮称)を定めるとともに、計画策定のマニュアルを示し、これに基づき市町村において、保育サービスや地域子育て支援サービス等の計画目標量を算定するためのニーズ調査することとなっており、必要な経費が地方交付税措置された。

ケジュールは、

3月下旬 行動計画策定の検討開始

9月 補正予算案(ニーズ調査費等)の議決

10月 市町村行動計画策定協議会の設置(時期は適宜判断)

12月

・ 計画策定のためのニーズ調査の開始

12月

・ ニーズ調査結果集計完了

3月

・ 16年度当初予算案(行動計画策定費)の議決

4月

・ 必要サービス量を都道府県に報告

6~8月 供給サービス量を都道府県に報告

12月 市町村行動計画の決定

政 策

次世代育成支援対策推進法案の趣旨

少子化対策プラスワン

※仕事と子育ての両立支援に加え、以下の事項を重点的に推進

- ・男性を含めた働き方の見直し
- ・地域における子育て支援
- ・社会保障における次世代支援
- ・子どもの社会性の向上や自立の促進

総合的な推進体制の整備

具体的な個別施策の推進

自治体・企業における行動計画の策定

次世代育成支援対策推進法案

車の両輪

各個別法の整備

児童福祉法案
育介法
年金各法 等

○ 国が定める指針に即して、自治体、企業が行動計画を策定し、10年間の集中的・計画的な取組を推進。

国：指針策定、計画に基づく取組の支援

三位一体の取組

都道府県・市町村：行動計画

地域子育て機能の再生 等

子育てと仕事の両立支援

事業者：行動計画

働き方の見直し 等

(地方版エンゼルプランの策定状況)

・市町村数約1,300余り、内容も
保育中心、総合計画の一部であるなど不十分

(職場環境の現状)

・子育て家庭への支援として「子育てしながら働きやすい職場環境」が最も求められている。
・育児休業について「職場の雰囲気」を理由に断念した者が多い。

17年3月
・行動計画スタート
となつている。
また、地域行動計画は、平成17年4月からの5か年計画であり、16年度未だに策定することとなるが、15年度に先行して策定に取り組み市町村(50か所程度)については、経費について国庫補助が予定されている。

さらに、厚生労働省は、都道府県及び市町村においても、民間企業と

同様に、働き方の見直しや子育てと仕事の両立支援について、職員を雇用する立場からの特定事業主行動計画を平成16年度未だに策定することを求めるとしている。

【地域行動計画の主な内容】
地域における子育ての支援
母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進
児童の心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

◆「児童福祉法改正法案」の概要
少子化が一層進行することが予想される中、子育て家庭における育児不安や負担感の増大、地域における子育て力の低下等の状況を踏ま

児童を育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保
職業生活と家庭生活との両立の推進 など

え、その支援の重要性はますます高まっている。
すべての家庭を対象とする子育て支援事業については、これまで予算事業として取り組んできたが、支援を積極的に行う仕組みを整備するため、次世代育成対策推進法案」と併せ、子育て支援事業を児童福祉法に位置付ける「児童福祉法改正法案」を国会に提出することとした。
法案の概要は次の通り。

- 1 市町村における子育て支援事業の実施等
市町村における子育て支援事業の実施
市町村は、児童の健全な育成に資するため、その区域内において放課後児童健全育成事業及び子育て短期支援事業並びに次に掲げる事業(子育て支援事業)が実施されるよう必要な措置の実施に努めることとする。
ア 居宅において児童の養育を支援する事業
(例・出産後の保育士等派遣事業)
イ 保育所等において児童の養育を支援する事業
(例・乳幼児健康支援事業、一時保育事業、特定保育事業)
ウ 保護者からの相談に応じ、情報の提供及び助言を行う事業
(例・地域子育て支援センター事業、つどいの広場事業)

政 策

児童福祉法の一部を改正する法律案の趣旨

【背景と現状】

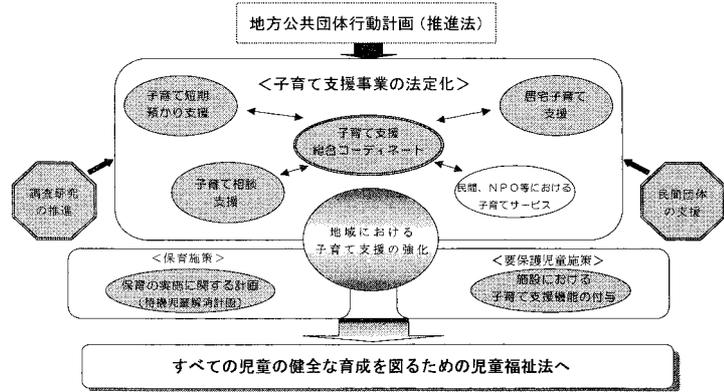
- 子育て家庭の孤立、負担感の増大。
- 地域（コミュニティ）における子育て力の低下。
- 子育て家庭の現状
 - ① 子育ての負担が大と感じる人の割合
(共働き家庭)男性 9.8% 女性 29.1% (片働き家庭)男性 10.7% 女性 45.3%
 - ② 子育てに自信がなくなることがよくある又は時々あると感じる人の割合
(共働き主婦) 46.7% (専業主婦) 70.0%
- 子育て支援事業の現状（実績）：必ずしも十分ではない
【例】子育て支援事業の実施市町村数（平成13年度実績）
一時保育 886 ショートステイ・トワイライトステイ 267

○ 現行の児童福祉法
被虐待児の入所措置など要保護児童対策及び保育に欠ける児童対策が中心

全ての子育て家庭への支援が必要

【児童福祉法の改正】

- 地域における子育て支援事業を児童福祉法に位置付ける
- これにより全ての家庭に対する子育て支援を市町村の責務として明確に位置付け、全ての家庭に対する子育て支援を積極的に行う仕組みを整備する。



市町村における子育て支援事業のあつせん等の実施

ア 市町村は、子育て支援事業に関する情報の提供を行い、保護者が最も適切な子育て支援事業の利用ができるよう、相談に応じ、助言を行うとともに、子育て支援事業の利用のあつせん、調整、子育て支援事業者に対する要請を行うこととする。

イ 市町村は、アの事務を市町村以外の者に委託することができることとする。

ととする。

2 保育に関する計画の策定

保育の実施への需要が増大している市町村及び都道府県は、保育の実施等の供給体制の確保に関する計画を定めることとする。

3 その他

児童養護施設等の子育てに関する情報提供

児童養護施設等は、地域の住民に

対して、児童の養育に関する相談に応じ、助言を行うよう努めることとする。

児童養護施設等・乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設

都道府県児童福祉審議会の設置規制の緩和

都道府県に設置することとされている都道府県児童福祉審議会について

て、行政処分等に係る事項以外の政策審議は、任意に行うことができることとする。

4 施行期日

平成17年4月1日（3）については、平成16年4月1日から施行する。）

◆今後の推進方策

今後の推進については、平成15年及び16年の2年間で次世代育成支援対策の「基盤整備期間」と位置付け、一連の立法措置を講じるとしている。

平成15年においては、地方公共団体及び企業における10年間の集中的・計画的な取り組みを促進するための、次世代育成支援対策推進法案及び「児童福祉法改正法案」を提出した。

そして、平成16年においては、「児童手当制度の見直し」、「育児休業制度の等の見直し」、「多様な働き方を実現するための条件整備」等について、幅広く検討を行った上で所要の法案を提出するとしている。

さらに、平成17年度からの市町村、都道府県、事業主の行動計画の円滑な実施支援するほか、今後の少子化や対策の進展状況等を踏まえながら、必要な取り組み方策について引き続き検討するとしている。

廃棄物処理法改正案を国会に提出

不法投棄の未然防止策を強化

政府は、廃棄物の不法投棄の未然防止対策などを内容とする廃棄物処理法の改正法案を3月11日に閣議決定し国会に提出した。

今回の改正の背景については、廃棄物の排出量が高水準で推移していることに加え、青森・岩手両県にまたがる広域的な不法投棄事件のような不適正処理事件が依然として問題となっていることから、一層の不適正処理への対応や、効率的な廃棄物処理を確保するための制度の合理化が必要であるからだとしている。

■改正法案の概要

1 不法投棄の未然防止等の措置

(1) 都道府県等の調査権限の拡充
廃棄物であることの疑いがある物の処理について、地方公共団体の長は、報告徴収または立入検査ができることとする。

(2) 不法投棄等に係る罰則の強化

不法投棄または不法焼却の未遂行為を罰することとする。

一般廃棄物の不法投棄に係る罰則の強化

法人が一般廃棄物の不法投棄等に関与した場合に関する罰則を、産業廃棄物に係る罰則と同様、1億円以下の罰金に引き上げることとする。

とする。

(3) 国の関与の強化

緊急時の国の調査権限の創設
産業廃棄物に関し、緊急時には、環境大臣が報告徴収及び立入検査を行えることとする。

国の責務の明確化

国は、広域的な見地から地方公共団体の事務について調整を行うこととするともに都道府県の産業廃棄物に関する事務が円滑に実施されるよう、職員の派遣等の必要な処置を講ずることとする。

(4) 悪質な処理業者への対応のさらなる厳格化

特に悪質な業者の許可の取消しの義務化

特に悪質な業者（欠格要件等に該当することとなった廃棄物処理業者等）について、許可権者は、必ず許可を取り消さねばならないこととする。

廃棄物処理業の許可に係る欠格要件の追加

廃棄物処理業の許可に係る欠格要件として、許可取消処分に係る聴聞通知のあった日から当該処分がなされた場合において、従前の許可の有効期間の満了の日までに更新申請に対する処分がなされないときは、従前の許可の有効期間の満了後も、当該更新申請に対する処分がなされるまでの間、従前の許可は効力を有することとする。

の許可は効力を有することとする。

2 リサイクルの促進等の措置

(1) 広域的なりサイクル等の推進のための環境大臣の認定による特例
広域的なりサイクル等を推進するため、環境大臣が認定した者は、廃棄物処理業の許可を要しないこととする等の特例制度を整備することとする。

(2) 同様の性状を有する廃棄物の処理施設の設置許可の合理化

同様の性状を有する一般廃棄物を産業廃棄物と同様の方法で処置する産業廃棄物処理施設については、届出により、一般廃棄物処理施設の設置許可を不要とすることとする。

(3) 課題に的確に対応した廃棄物処理施設整備計画の策定

環境大臣は、廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施に資するため、5年ごとに、廃棄物処理施設整備事業の実施の目標等を定めた廃棄物処理施設整備計画を作成する。

■特定産廃除去法案も提出

また、今回の廃棄物処理法改正案の提出に先立つ、2月中旬には、都道府県等が過去に不法投棄

政 策

された産業廃棄物による支障を取り除くことができるよう財政支援を行うための特別法案、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法(仮称)も閣議決定を経て、国会に提出された。

1 背景

同法案は、過去(廃棄物処理法の平成9年改正法施行前の平成10年6月)に不適正に処分された産業廃棄物が、生活環境の保全上の支障が長期間にわたって発生していること、産業廃棄物に関する不信感の象徴であり、循環型社会形成の阻害要因となっていることなどから、時限法による財政支援等により、早期に問題解決を図る必要があること等を背景としている。

2 基本方針の策定

環境大臣は、平成24年度までの間に支障の除去等を計画的かつ着実に推進するための基本方針を関係行政機関の長と協議の上策定する。

3 実施計画の策定

都道府県または保健所設置市は、環境大臣の策定した基本方針に即して、当該都道府県等の区域内における支障の除去等の実施に関する計画を策定する。

その際、都道府県等の環境審議会および関係市町村の意見聴取と、環境大臣と協議しその同意を得なければならぬ。(環境大臣は同意の際に総務大臣に協議する)

4 特定支障除去等事業の実施

都道府県等は実施計画に基づく支障除去等の事業について、自ら支障の除去等を実施する。

この除却等の事業の実施に際しては、次のような財政支援を行う。

(1) 国庫補助

有害性の高い廃棄物については2分の1の補助

有害性が低いものについては3分の1の補助

(2) 起債の特例

都道府県等の負担分について起債の特例を認める。充当率は、都道府県が70%、保健所設置市は75%、また、算入率は50%となっている。

病院

交通

公営住宅

道路

上下水道

栗田 梨子

お手伝いします、魅力ある地域づくり

公営企業金融公庫

<http://www.jfm.go.jp/>

カプセル Now & New

事業別予算要求制度を北海道
恵山町
導入

町は、平成十五年予算編成
で、事業単位で経費を把握する
「事業別予算要求制度」を導入し
た。現行の科目別予算では複数の
の事業経費が同一科目に計上さ
れるため個々の経費の把握が困
難だったが、事業別によること
で、要求段階から事業経費が明
確になった。

密漁防止に沿岸漁場
監視無線システム
岩手県
田老町

町や総務省、大手通信機器
メーカーなどで構成する「電波
を利用した沿岸漁業資源管理に
関する調査研究会」は、レー
ダーや全地球測位システム(G
PS)利用した沿岸漁場監視無
線システムの実証実験を行っ
た。不審船を識別し、アワビ等
の密漁を防止するのが目的。

安全・安心まちづくり
宮城県
登米町

町は、犯罪被害に遭わない安
全な地域づくりをめざし、「安
全・安心まちづくり条例」を施
行した。条例では、町、町民
事業者、土地建物所有者がそれ
ぞれ、安全なまちづくりの推進
に協力する責務を明記。犯罪被
害だけでなく、自然災害の防止
への配慮もうたっている。

幼稚園閉園後、保育園
群馬県
高山村

村は、共働き家庭からの要望
に応えた子育て支援策として、

村内で一つの幼稚園が閉園する
午後二時以降、幼稚園に隣接す
る健康福祉センター内の保育園
で子どもを預かる取り組みを
行っている。保育園では子ども
の保護者が帰宅するまでの時間
帯、子どもを預かっている。

学校給食の調理業務を
千葉県
栄町
民間委託へ

町は、学校給食において、既
に民間委託済みの配送業務に加
え、調理業務も民間活力を活用
するため、プロポーザル方式で
業者を選定した。献立、食材の
選定・購入は学校栄養士二人が
引き続き行っていくため、給食
の内容は変わらない。

廃校を役場出張所等と
山梨県
下部町

町は、生徒の減少により平成
十四年三月に廃校となった町立
古関中学校の校舎を改装し、町
役場古関出張所兼古関地区公民
館として利用していく。同出張
所が老朽化していたことから、
廃校の校舎を活用していくこと
になったもので、一部教室等の
壁を取り払うなど改装した。

学校に太陽光発電
長野県
安曇村

村は、新エネルギー産業技術
総合開発機構(NEDO)との
共同研究として、特別教室など
を共用する併設校の村立大野川
小中学校に、太陽光発電システ
ムを設置した。発電した電気を
学校で使うとともに、環境問題
やエネルギー問題の教材として
活用していく。

ウミガメの産卵に
静岡
御前崎町

町は、海岸線の浸食が進み、
国の天然記念物、ウミガメの産
卵に適した砂浜が減少している
ことから、産卵に適した砂浜整
備に公募した住民ボランティア
とともに取り組んだ。具体的には
間伐材などを組み合わせて作る
「堆砂垣」という町独自の垣
根を砂浜に立てて、整備した。

町のPRにフォト
愛知県
額田町

町は、町内の豊かな自然や祭
り、文化などを題材にしたフォ
トコンテストを実施していく。
町の活性化とPRがねらいで、
作品は今年八月末まで募集し、
入賞作品には賞金や記念品を贈
るとともに、町が作製するカレ
ンダーやパンフレットなどに使
用していく。

全国小野小町伝承地
京都府
大宮町

小野小町最期の地といわれ、
資料館「小町の舎」を建設する
など、小町研究に取り組んでい
る町は、重さ十kgにも及ぶ全国
各地から集めた資料ファイル
を基に、「全国小野小町伝承地資
料集」を作成した。各地に残る
伝承を網羅し、共通点や地域性
を整理した内容になっている。

ADS Lの
兵庫県
淡路町

町は、低料金でADS Lが利
用できるよう初期投資費用を負
担している。兵庫県はブロード
バンド・インターネットが利用

できるよう、民間事業者の初期
設備整備費の二分の一を県と市
町で補助する制度を設けている
が、町ではさらに残り二分の一
の民間部分も負担している。

三段階事務事業評価を
岡山県
邑久町
導入

町は、事業を見直し翌年度の
予算要求に反映させるため、三
段階事務事業評価を導入した。
課の担当者が当年度を含めた向
こう三か年の事業目標を記入
し、これを所属長(課長)が重要
度や財源度などを基に点数化。
助役と教育長が二次評価をし、
町長が三次評価を下していく。

役場庁舎の
福岡県
宮田町

町は、第三次総合計画に基づ
き役場庁舎のバリアフリー化を
図っていくため、エレベーター
や自動ドア、スロープ、手すり
などを整備している。人にやさ
しいまちづくりの推進がねらい
で、年度ごとに文化センターな
どの公共施設のバリアフリー化
工事も実施していく。

富岡ビジターセンター
熊本県
苓北町
を建設

町は熊本県とともに、雲仙天
草国立公園内の富岡城跡に「富
岡ビジターセンター」を建設す
る。環境省と県が事業費を負担
し、町は維持管理費の一部を負
担する。外観は本丸の姿を再現
し、天草近海のサンゴやアカウ
ミガメの生態などを紹介する。

カプセル Now & New

情 報



新 刊 紹 介

岩波ブックレット

どう乗り切るか

市町村合併

地域自治を充実させるために

大 森 彌
大和田建太郎

平成大合併に揺れる市町村

「市町村合併」の問題が、新聞・テレビなどのマスコミで頻繁に取り上げられ、大きくクローズアップされています。もっとも身近な自治体である市町村に関わる問題だけに、市民生活に直接的・間接的な影響を与えることは、避けられない状況となってきました。

政府与党の政策合意のもとに進められているこの「平成大合併」ですが、全国の市町村は「合併しない宣言」をしたり、誇り高い地域運営ゆえに合併相手として敬遠されたりしている例を除くと、その多くは不安と思惑の間で揺れ動いています。合併はなによりも人ひとが主体的に地域の将来像を描いていくことを

前提にしなければなりません。現

に、合併に揺れる各地に地域デモクラシーや住民自治を考え直す動きが芽生えています。もはや財政効率化や事務権限の受け皿整備だけでは、住民を納得させることはできなくなっているからです。このように、住民自治の拡充は、合併を契機に市町村の現場では軽視できない課題として浮上してきています。

「最初の政府づくり」からはじめよう

自治体と住民は、これまでの自治の実績と地域の連帯感を確かな資産にしようと、旧町村や学区、地区センターごとに住民自治組織づくりを模索しています。また、「豪華な本庁よりも充実した支所を」の掛け声で、支所にできるだけ権限や財源をもたせて、暮らしに直結する行政サービスを提供するほか、住民と力を合わせて地域振興やまちづくりを展開しようとしているのです。

このような住民自治組織を横系に分権型行政組織を縦系にして紡がれ

る「協働」こそが、地域の自治能力を引き出し、「新しい公共」を生むことになるのです。地域から日本を変える作業は、人びとによる「最初の政府」づくりから始まるのではないのでしょうか。

もはや昭和の大合併のように「小さな自治」を軽視できる時代ではありません。「合併を選ばなければ、住民自治の息づく自治体をつくらう」。それが本書のメッセージです。

地域自治を充実させるヒント

合併をすべきかどうか。合併するなら、その後の地域自治を充実させるために、それぞれの市町村において、いま何をなすべきか。本書では、「交付税見直し」や「強制合併」の議論を視野に入れつつ、よりよい地域自治の実現に向けた方策を示し、「小さな自治」の実現に向けて動き始めた自治体の実例を多数紹介しています。

多くの自治体で合併へ向けた協議が進むいま、本書は自治体関係者に有益なヒントを与えてくれるとともに、合併による生活への影響を懸念する多くの読者に読んでいただきたい、具体的な提言が盛り込まれた一冊です。

発行：岩波書店
A5判六三ページ
定価：四八〇円
電話：〇三 五二一〇 四〇〇〇
<http://www.iwanami.co.jp/hensyu/booklet/>

市町村長特別セミナー

受講者募集中

市町村アカデミーでは、来る五月七日(水)、八日(木)の二日間、「これからの自治体経営」を重点テーマとして、左記のとおり市町村長特別セミナーを開講します。受講をご希望の方は、四月二十五日(金)までに市町村アカデミーに直接お申し込みください。また、この案内を申し上げます。なお、市町村長に限らず、助役、収入役の方も受講できます。

記

一、日時
平成十五年五月七日(水)十二時三十分から
八日(木)十二時三十分まで

二、講演

- 「五月七日(水)」
「変える勇氣・変えない勇氣」
アサヒビール(株)会長 福地茂雄氏
「地域文化、造り酒屋の再建」
榊一市村酒造場取締役 ヤーラ・カミングス氏
- 「五月八日(木)」
「最近の国際情勢と日本の外交」
国際政治・文明評論家 岡崎久彦氏
「地方分権改革の行方」
東京大学大学院経済学研究科・経済学部教授 神野直彦氏

講演テーマ等については、変更する場合があります。

三、締 切 四月二十五日(金)
申込書を受理した後、決定通知と併せて必要な事項を連絡します。

四、参加費 一〇,〇〇〇円
(宿泊費、食費、図書資料費等を含む)

五、申込及び問合せ先
市町村アカデミー 研修部
〒二六一 〇〇二五
千葉市美浜区浜田一
電話 〇四三 二七六 三二二六
FAX 〇四三 二七六 五二一五
研修の概要やカリキュラム等は、同アカデミーのホームページ
(<http://www.jamp.gr.jp/>)でご覧になれます。

随 想

豊かな自然とともに



京 都 府
あみ 網 の 野 町 長
濱岡六右衛門

随 想

我が網野町は京都府北部の丹後半島に位置し、東経百三十五度・日本標準時子午線が通る日本最北の町で、白砂青松の海岸線の西半分が山陰海岸国立公園、東半分が若狭湾国立公園に指定された景勝地であり、伝統に育まれた丹後ちりめんの産地として知られ、美しい海や天然温泉が自慢でございませ。全国でも屈指の規模とされており、府内最大の淡水湖・離湖、浦島太郎や静御前の伝説、日本海側最大級の前方後円墳である銚子山古墳など、豊かな自然や史跡に恵まれ、これらを生かしながら住みよいまちづくりに取り組んでいるところであり、夏は海水浴、冬はカニ料理や温泉を目的とした多くの観光客をお迎えしております。

このほど、本町の琴引浜保護をはじめとした取り組みが評価され、平成十四年度の「地域づくり総務大臣表彰」を受賞させていただきました。対象となりましたのは「住民参加のまちづくり部門」であり、今後とも「美しいふるさと」を旗印に、全国へ向けて網野町の生き生きとした姿を発信してまいりたいと存じます。

この機会に、網野町の歳時記でも申しましょか、秋から冬、そして春への季節の移ろいについて、食を交えてご紹介したいと思います。

十一月初旬には、「うらにし」と申しまして、丹後地方特有の気象がお目見えします。晩秋の頃、強い西からの風とともに天候が不安定となり、雨が降ったり、晴れたり、また降ったりを繰り返すものです。このことを表して、「弁当忘れても、傘忘れるな」ということわざがありますが、昔の人は、うまいことを言ったものだと感心させられます。この「うらにし」

の到来とともにカニ漁が解禁となり、海辺の地域では、市場で仲買人らの威勢のよいかけ声が飛び交い、町も大いに活気付きます。

一般に來回っているカニのうち、オスは「ズワイガニ（松葉ガニ）」で総称されますが、メスは「セイコガニ」と言い（こちらでは「コッペ」とも呼ばれています）が、オスほど値が張らないため、もっぱら地元の家庭の食卓に上ります。私も、子供の頃など、おやつ代わりによく食べたものです。ゆでたてのものは大変味わい深く、カニはこれが一番とおっしゃる食通の方もおられます。「ズワイガニ」は言わずと知れた冬の味覚の王様であり、ゆでる他に、刺身に、鍋に、焼き物にと、様々な調理で海の幸を楽しんでいただくことができます。

やがて、雨の中に白いものが混じるようになり、冬の訪れが告げられることとなります。真珠色の空のもと、風と潮騒が協奏曲を奏で、雪が日本海の荒波の上に降りしきる風景は、なんとも美しいものです。露天の温泉で、雪見酒といきたいところです。

また、豊かな緑をなす野や山の地域は、この時期は雪の下でじつと沈黙を守り、来るべき春に備えているようです。年が明け、大寒ともなると、あたり一面の雪景色で、出ている月も凍りついて見える夜があります。そんな日は、降り積んだ雪が水晶の床のようにな

り、その上を歩くことができるのです。月明かりの冬木立の中、自分の靴音だけが響き、ただ空から雪が舞い降りてくるだけの静寂の世界は、厳しいながらも海に劣らない自然の醍醐味と言つことができません。この地域で味わう山の幸の代表格、味噌仕立ての牡丹鍋はまた格別でございます。

そして、カニ漁が終わり、春を呼ぶ魚、サヨリなどが姿を現わすと、あちこちで雪を割って福寿草が顔を出し、水仙や梅の便りも聞かれる頃となります。雪は、日当たりのよいところから波が引くように消えていき、雪解けの透明な水も堰を切って流れ出し、耳をすませば芽吹き音が聞こえる気がいたします。長い冬を経て再び巡ってきた春に、自然の営みに、感謝せずにはいられません。

春一番は、漁師言葉から気象用語として広まったと聞いておりますが、冬を運び去る一陣の風を心待ちにしていた早春の頃も行き、若草の萌え立つ季節を迎え、気持ちも華やいてまいります。いよいよ桜前線も到着しそうな気配であり、四月中旬には、春爛漫の中、恒例の「ちりめん祭」が催されます。

どうぞ皆さん、網野町にお越しただき、春から夏にかけての様子は、ご自身の目で確かめてみて下さい。

情 報

政策リーダー

政策リーダー

「新時代に即した消防団のあり方について」と
まとまる 総務省消防庁

総務省消防庁に設けられている、「新時代に即した消防団のあり方」に関する検討委員会」は三月十八日、標記報告書を公表した。

報告書によると、消防団を要とする地域防災体制の確立のために、地域の防災力の柱となる常備消防との連携の強化、自主防災組織や住民に対するリーダーシップ、団員を雇用している事業所の理解と協力を得るための取り組み、消防団と事業所の防災活動との連携のための取り組み、将来を見据えた住民のニーズや地域の実情を踏まえた、地域コミュニティにおける消防団が果たす役割の再検討 等が必要であるとしている。

また、消防団員数は年々減少を続けているが、要員動員力等の特性を發揮していくためには、各地域の実情に応じた適正な団員数の確保が必要であるとし、当面、全国レベルで一〇〇万人の団員確保を目標とした上で、サラリーマン団員の活動環境の整備、女性団員の確保、若年層の入団促進と高齢化への対応が必要であるとしている。

この他、住民の価値観の多様化等を踏まえ、情報通信隊・土木作業隊等の機能(技能)別組織や救助・独居老人対策等の目的別組織等の導入、団員の一部について訓練や災害活動への参加義務を一部免除する等、ある程度多様な組織・運営のあり方の検討が必要であるとしている。

平成十四年度特別交付税の交付額決定

総務大臣は、三月十八日の閣議に、総額八、四五二億四、七〇〇万円(対前年度比二・九%減)の平成十四年度特別交付税の三月交付額を報告した。これにより、十二月交付分を含めた平成十四年度特別交付税の総額は、一兆一、七二六億九、二〇〇万円(同比四・〇%減)となった。

このうち、道府県分は一、七八三億六、八〇〇万円(同比七・七%減)、市町村分は九、九四三億二、四〇〇万円(同比三・三%減)で、町村に対する交付額は、四、九一二億一、四〇〇万円(同比三・三%減)となっている。

主な算定項目は、法定又は任意の合併協議会の運営、電算システムの統一等市町村合併に要する財政需要に一五九億四、四四一・六%増、台風災害、地震災害等の現年災害に係る財政需要に一五七億四、四四一・二・八%増、除排雪経費に係る財政需要に二四三億四、四四一・七・〇%増、過疎対策のための財政需要に一、七四四億四、四四一・八%増、環境保全対策のための財政需要に四八七億四、四四一・四%増、雇用対策を含む地域経済振興対策のための財政需要に対し三六〇億四、四四一・二五・八%増) 等となっている。

なお、三月交付分については、三月十九日に現金交付されている。

平成十四年度中山間地域等直接支払制度の実施状況まとめ

農水省はこの程、「平成十四年度中山間地域等直接支払制度の実施状況」を発表した。同制度は、中山間地の農業生産条件の不利を補正することにより耕作放棄の発生を防止し、農業の多面的機能を確保する観点から、農業集落等に対して交付金を支払う制度。平成十二年度に発足し、十四年度で三年目となる。

「実施状況」によれば、十四年度に交付が見込まれる市町村は三五増加し、一、九四八(対象市町村の九二%)。協定締結数は一、三六三増加し、三三三、四三〇協定(前年度比四・三%増)。交付面積は約二万三千㊦増加し、六五万五千㊦(対象農用地面積の八三%)となっている。

このように、本制度は概ね順調に進捗しており、地域の活性化や新たな担い手の参加など多くの成果が上がっているが、昨年六月の中間点検では、「高齢化率・耕作放棄率」が高い地域での協定締結率が田で五三・八%、畑で三四・五%にとどまっているほか、締結率が八割以上の市町村数が実施市町村の五一%を占める一方で、六割未満の市町村数も一三%あり、市町村により進捗状況に大きな格差が生じる等の課題もみられる。

同制度は五ヶ年の事業として発足しており、中山間地域農業をめぐる諸情勢の変化、協定活動を通じた農用地の維持管理等の状況を踏まえ、十七年度以降については制度全体の見直しを行うこととなっている。

くつろぎと機能性が調和する 都心の快適空間です。

官公庁ビルの立ち並ぶ霞ヶ関のほど近く、都心にありながら、

喧騒を離れた、心落ち着ける空間として全国町村会館は

多くの皆様にご利用いただいております。

静かでゆったりとした客室に、味わい豊かなお料理。

一流ホテル(帝国ホテルグループ)との提携による

上質なサービスで皆様をお迎えいたします。

町村主催の各種行事に

自治大学校などの交友会に

職員旅行・家族旅行に

小・中学校の東京での行事参加に

やすらぎを大切にした客室

客室は、静かさと心地よさに配慮し、全室を7階以上に配置いたしました。室内インテリア全体を落ち着いた雰囲気にとり、ゆったりとしたやすらぎのひとつをお過ごしいただけます。また、会議室やホール、レストランと和食処、ホテルショップなどの施設も充実しております。

土・日・祝日で宿泊は、
通常料金より20%割引でご利用いただけます。

※金曜のご宿泊にも、通常料金の15%OFFにてご利用いただけます。

シングル 131室 通常料金 8,500円より ツイン 18室 通常料金 16,000円より

シングル 6,800円より ツイン 12,800円より



シングル

ご予約・お問い合わせは



都心に近く便利なロケーション

東京での活動拠点として最適なロケーションです。会議や研修、パーティーなど用途に応じて幅広くご利用いただけます。

※宴会場ご利用のお客様の地元特産品などの持ち込みは自由です。
※ご宴会のお料理は、ご希望とご予算に応じてご用意いたします。



【交通案内】
 ■有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町駅」3番出口徒歩1分
 ■丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩5分
 ■タクシー 東京駅から約20分

●東京ディズニーランド／地下鉄永田町駅からJR舞浜駅まで約34分
 ●浅草／地下鉄赤坂見附駅から浅草駅まで約27分
 ●東京タワー／地下鉄永田町駅から御成門駅まで約25分
 ●東京ドーム／地下鉄永田町駅から後楽園駅まで約10分
 ●東京都庁展望台／地下鉄赤坂見附駅から新宿駅まで約10分

市町村職員共済組合等の宿泊助成券がご利用いただけます。

 **全国町村会館** TEL:03(3581)0471 FAX:03(3581)0220

〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号 <http://www.zck.or.jp/kaikan/index.html>